

討論

平成21年第4回定例会で討論のあった主な議案について、その概要をお知らせします。

■八潮市下水道条例の一部を改正する条例について

反対討論 (日本共産党)

今度の改定で、料金区分と排水量区分が見直されました。平均引き上げ率は10%ですが、一般家庭用20㎡排水の月額料金は、1312円から1617円と23・25%の引き上げで、10万㎡を超える利用者では、市内で1社という値上げ率です。これでは市民に理解されないのではと思います。施設整備は、排水量に合わせ整備され、そのために資本が投下されています。大口需者はそれに見合った使用料金の支払が求められます。

料金体系の見直しについては、昨年8月に下水道審議会に諮問今年3月に答申が出されました。答申では、現在の先行き不透明な経済状況の中、市民生活に与える影響に十分に配慮し、改定期を考慮するよう示されています。第3回定例会の私の一般質問の答弁で、「いずれにいたしましても、下水道使用料の改定にあたっては、市民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。今後につきましては下水道審議会の答申を尊重し、社会経済情勢等に配慮しながら、各方面との十分な議論を重ね、適切な時期に使用料等の改定を実施してまいりたいと考えていま

す」とのことでした。今議会の総括質疑で「各方面との十分な議論の経過について」質問した際には、「承認いただいた後には、十分な説明機会を設け、周知を図り、理解と協力をお願いしたい」との答弁でしたが、あまりにも無責任な答弁ではないでしょうか。さらに、改定期期については、市の財政状況の厳しさを最重視し、受益者負担の原則に立脚した相応の負担を求めていくべきであるとし、使用料を見直す時期と考えるとのことですが、審議会の答申にも反するものと思われま

す。市民生活がますます苦しい状態となっている様子は、一般会計の補正からもうかがわれます。このような状況のもとでは、議会に判断を求める前に、審議会の答申を尊重し、各方面と十分な議論をつくすことが、最優先に求められることです。よって、条例改正は時期尚早であり、反対するものです。

賛成討論 (市民と市政をつなぐ会)

地方財政法では、下水道事業は公営企業に位置付けられ、サービス提供に必要な経費は、利用者負担する使用料と料金によつて賄うべきとされ、独立採算制が基本となっています。

平成20年度下水道特別会計決算の状況を見ると、歳入総額44億8792万2598円のうち下水道使用料は7億3928万

6112円(16・47%)、一般会計からの繰入金金は11億6550万円(24・5%)となっています。形式的には黒字決算ですが、借入金の返済のため、一般会計からの多額の繰出金による赤字補てんによつて支えられている実状です。

現在、本市の下水道使用料(一般家庭用20㎡/月)は1312円ですが、この金額は中川流域、関連15市町の中で最低の水準で、中川流域関連15市町及び埼玉県平均よりは300円、全国平均値よりも1100円以上も下回る低い水準となっています。また、使用料単価は1㎡あたり91円、これに対して汚水処理原価は1㎡あたり230円で経費回収率は39・5%で、この回収率は、中川流域の平均値や県平均、全国平均値に比べてもかなり低い数値です。

今回の平均改定率は全体では10%、大口を除く一般家庭の小口利用者では23・9%、一般家庭の平均使用料20㎡では23・4%(消費税込2ヶ月分で609円)の値上げとなります。大口と小口の2段階方式の改定を行った背景には、八潮市の下水道事業が汚水量の約5割、使用料収入の6割を市内1社が占めているという特殊事情があります。

平成15年の料金改定の際、この1社が節水を行った為、見込みどおりの増収が図れなかったことから、市長の諮問を受けた下

水道審議会でも「1社の使用水量及び使用料に影響されにくい独立した使用料体系を構築すべし」との答申が出されています。現下の厳しい経済情勢の中、来年4月からの料金改定には懸念が残るものの、市民共通の財産である公共下水道を次世代に引き継ぎ、公共下水道事業の健全な運営と受益者負担の適正化を図る為に、今回の料金改定はやむを得ないものと判断し、賛成いたします。

意見書

定例会の最終日に、次の意見書(議員提出議案)を上程し、原案のとおり可決しました。

ハツ場ダムの建設中止の白紙撤回を求める意見書

ハツ場ダムは、当市を含む流域自治体にとつて洪水対策及び渇水対策に重要な役割を持ったダムであり、突然の中止声明により、日一日と市民の不安感が増大している。

昭和22年のカスリーン台風により、利根川が氾濫し、流域自治体は、甚大な被害を受け、当市においても、全域全域が浸水などの被害が発生したところである。

近年では、異常気象による頻繁に発生する集中豪雨や、大型化する台風などによる想定し得ない被害も発生しており、洪水対策は十分なものはいえない。また、特に、当市は国家的プロジェクトである「つくばエクスプレス」の開業に伴い、人口急増の自治体であり、水需要の増加が見込まれているところである。また、異常気象による渇水も懸念している。当市の水道水の水源は、河川から取水しており、安定供給こそが自治体の責務であると強く認識しているところである。

今回、このような洪水対策及び渇水対策に重要な役割を持ったハツ場ダムを無駄な公共事業のシンボルとして掲げ、何の説明もなしに、一方的に建設中止を声明したことは、半世紀以上にわたってきた地元住民の不安と苦悩の歴史を一夜にして覆すものであり、地元住民のみならず、八潮市民も不信感を募らせている。

今後、ハツ場ダムの建設中止を前提とした話し合いではなく、建設中止を白紙に戻し、地域住民と話し合える環境づくりをした上で、真摯に地元住民及び地元自治体との協議の機会を早急に実施するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

提出先 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 国土交通大臣

なお、同議案につきまして、民主・市民クラブ、日本共産党、市民と市政をつなぐ会から反対討論がありました。

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成 定期接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至る恐れが高い重篤な感染症で、その原因の75%がヒブ(Hib)型と肺炎球菌によるものです。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、Hibや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能です。世界保健機関(WHO)もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカなど100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少しています。

日本においては、世界から20年遅れてHibワクチンが昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン(7価ワクチン)も欧米より約10年遅れて今年10月に国内承認され、来年春までに販売開始の予定となっています。

医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、